

第3回 基金制度問題にかかるワークショップ
(通常補てんにかかる諸問題について)

令和7年2月7日(金)
全日基

(次回予定)

第4回 基金制度問題にかかるワークショップ

(全日基の政策提案2024 その1)

令和7年2月21日(金) 13:30~15:30

第3回 基金制度問題にかかるワークショップ (通常補てんにかかる諸問題について)

1. 補てん制度における激変緩和措置とは

○ 配合飼料の価格改定と補てんの効果 (1)

配合飼料の補てん制度は、配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営におけるコスト上昇を緩和するため、四半期毎の輸入原料価格に基づいて算定される補てんを交付する仕組みです。

この仕組みはあくまでも当該四半期における急激な価格上昇の影響を緩和するため措置であり、直接的な所得補償の仕組みではありません。

図1は令和2年度以降の配合飼料改定額(全農)と補てん金とを比較したもので、配合飼料価格の上昇(+)に対し、補てんによる負担軽減(-)を明示的に示した図です。

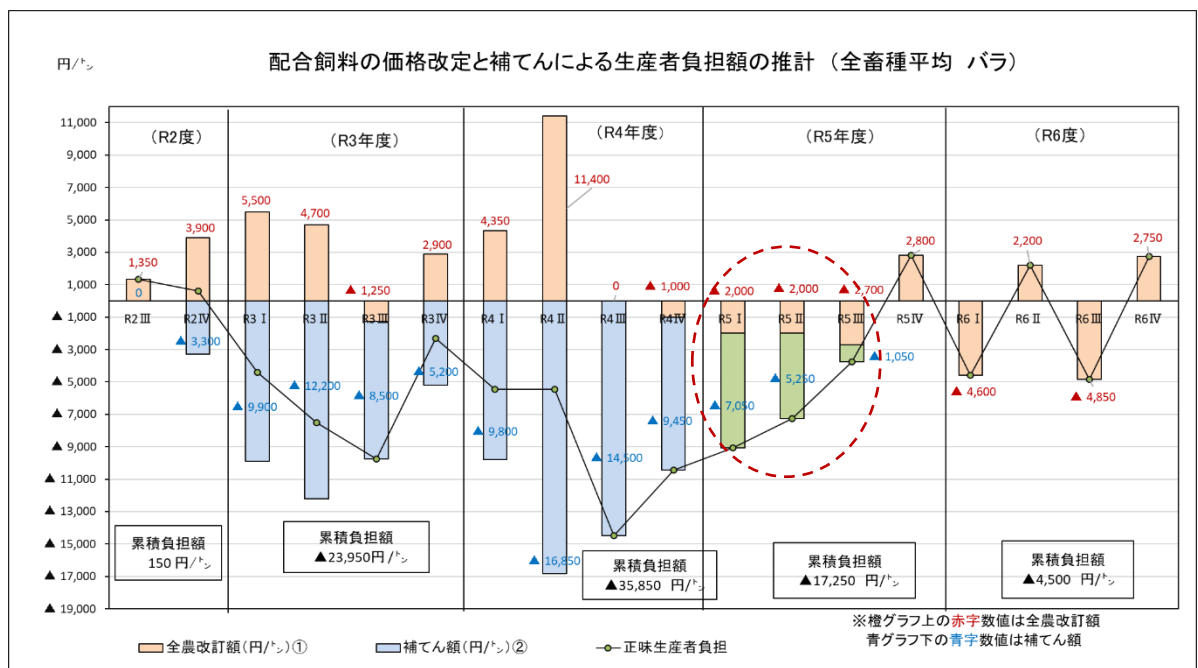
総じて、改定による引き上げ額の大きさに比例して補てん額も大きくなっていますが、価格上昇に対する補てん額の割合は2倍近い額となっています。

また、価格改定等による生産者負担を、年度毎の「累積増減額」(改訂及び補てん額の年度計)で見ると、R3~4年度の価格上昇期において補てんにより負担が大きく軽減されています。

なお、赤色の○枠で囲まれた令和5年度の緊急補てん金については、国が新たな特例として実施した補てん金ですが、配合飼料価格が引き下げられているにもかかわらず、3期連続して交付されています。これは、現在の補てん制度本来の姿とは異なるものと考えべきでしょう。

補てんを通じた生産者への支援について異存はありませんが、制度本来のルールとは異なる仕組みを補てん制度に持ち込み、そのことで結果的に通常基金の財源枯渇と借入金の増額に拍車をかけました。

(図1)



○ 配合飼料の価格改定と補てんの効果（2）

図2は配合飼料価格の庭先価格に基づく負担額の推移（黒色）と補てん金を差し引いて後の実質的な負担額（実質価格）の推移（青色）を時系列的に示したものです。

補てん金は庭先価格と実質価格の差（↓）で示されます。また、実質価格から右に向かう矢印（←）の長さは、補てん金控除後の実質負担額が数四半期前の負担額に相当することを示しています。

令和3～4年度でみると、補てん後の実質価格（コスト負担）が概ね2～3四半期（6～9ヵ月）の庭先価格（コスト負担）と同等のレベルになっていることを示しています。補てんがあることで、生産者の実質負担が軽減され、価格の動きも緩やかになっています。

青色の○破線枠で囲まれた時期Aは価格上昇期であり、この時期に補てんがなされることにより、生産者の負担が実質的に軽減されていることが分かります。これが補てん制度における「激変緩和措置」であり、制度の基本コンセプトとなっています。

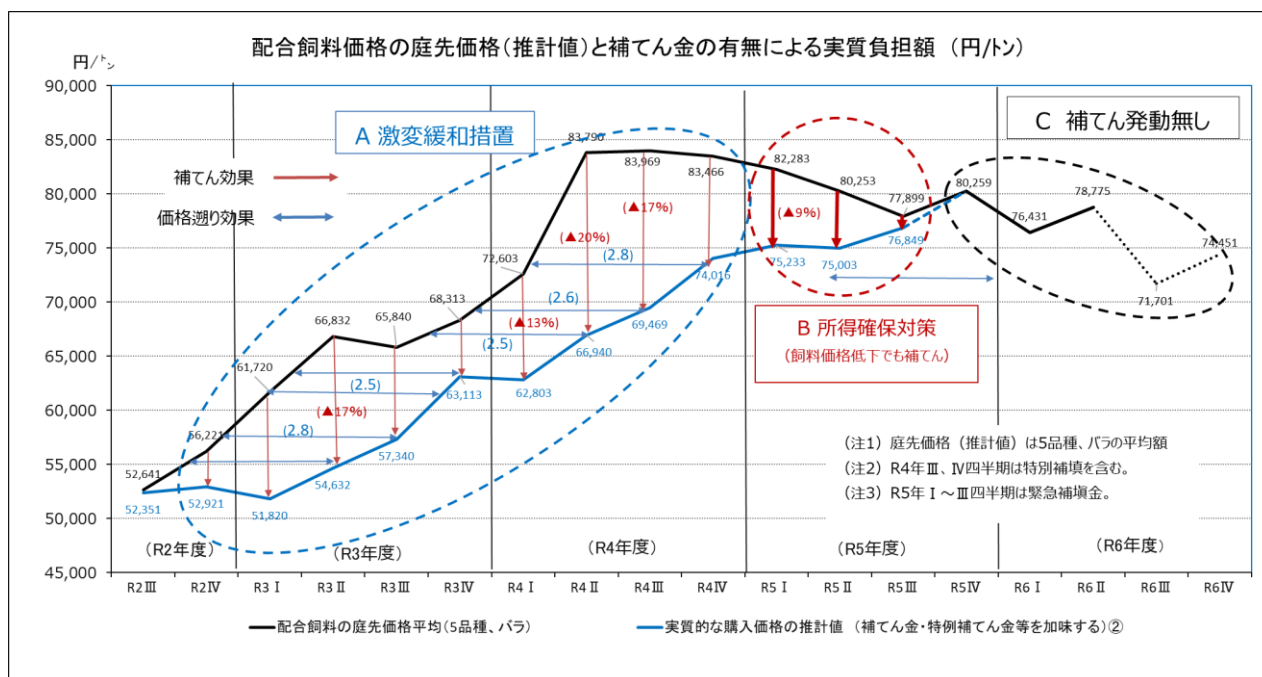
赤色の○破線枠で囲まれた時期Bは価格下降期であるにもかかわらず、国の特別措置として緊急補てん金が交付されました。制度本来の趣旨からいけば、これは激変緩和措置ではなく、いわゆる「所得確保対策」と言える性格のものです。この対策により全日基は基金から約297億円を追加的に支出し、さらに約104億円の追加借入れを余儀なくされました。

問題は激変緩和措置を目的とする補てん制度に所得確保対策を重ねることです。仮に補てん制度の目的が価格の高止まりにおいても補てんされる制度としたいなら、この種の所得確保対策については現行補てん制度の枠外で棲み分けしながら、実施していくべきではなかったでしょうか。

（例えば令和4年度に実施した「特別補てん金」のように国単独での補助事業として）

或いは、配合飼料補てん制度を経営の入り口での飼料価格対策から出口での経営所得対策（例えばマルキン対策）へと抜本的に組み替えていくべきではないでしょうか。

（図2）



2. 補てん金と配合飼料価格の改定額について

補てん制度では、配合飼料の価格改定による引き上げ額に見合う補てん額が交付されることで、価格上昇の影響を緩和する、いわゆる「激変緩和」が制度の基本となっています。

価格改定額（引き上げ額）と補てん額との関係を平成17年～令和5年までの19年間でみると、表1に示すように単位数量当たりの配合飼料の平均引き上げ額が2,495円/トン、一方、同時期に交付された補てん金の平均は4,796円/トンでした。

このように、配合飼料価格の引き上げ額に対し約2倍（1.92）の補てん金が交付されています。また、令和3年から4年度までの直近の価格高騰時においては、配合飼料価格の引き上げ額に対し約2.7倍の補てん金が交付されています。また、制度補てん金に令和4年の補助事業による特別補てん金を加えると3倍以上の補てん金等が交付されたことになります。

この違いは価格改定額が飼料メーカーや系統全国連による個別判断で値決めされるのに対し、補てん金は通関統計の輸入原料価格をベースに算定されるためです。

四半期を単位として価格高騰による激変を緩和するという意味では、改定額と補てん額が同等であっても理屈が通ります。つまり、改定額：補てん額=1：1です。

ところが、現実は2倍の補てん額を交付しているわけですから、補てん金から改定額を差し引いた残りの「意味」をどう考えるかです。交付の目的の一部が明確でないと、厳密な意味では過剰交付ということにもなりかねません。補てん金には国費（税金）も投入されるわけですから、政策当局及び基金関係者はこのあたりの論拠を整理する必要があります。

因みに、表2で示すように、補てん金を改定額の2倍から改定額に近い値とするには、補てん算定にかかる基準輸入原料価格を算出するにあたり、現状の直近1年間の平均を取るのではなく6ヵ月間の平均とすることで改定額に近い値（1.3倍）とすることができます。

（表1）

○ 補てん単価と価格改定額の比較

（回数：四半期数、単価：円/トン）

区 分	配合飼料価格改定額		補てん事業	比較 ②/①
	引き上げ①	引き下げ	補てん単価②	
価格改定回数・補てん回数	39	31	37	
価格改定額・補てん単価の平均	2,495	▲ 1,744	4,796	1.92
（参考） R3 I～R4 IVまでの平均値	3,606	0	9,781	2.71

（注1）配合飼料の引き上げ（引き下げ）額は全農公表の平均改定額を改定回数で除した数値。

（注2）R3～R4の平均改定額及び補てん額は各改定額（据置き=0）及び補てん額の合計を8四半期で乗した数値

（表2）

○ 基準輸入原料価格の算定期間と価格改定額との比較

基準の算定期間	現行（1年）	3ヵ月	6ヵ月	2年
改定額との比較	1.9	0.9	1.3	2.7

（注）比較値（倍）=補てん額平均/改定額平均（H18～R5）

3. 畜種別補てん額の試算について

(1) 畜種別補てん額の試算

平成17年から令和5年までの配合飼料の農家庭先価格（円/トン）をもとに、当該四半期の平均価格を「平均価格」とし、過去1年の価格の平均値を「基準価格」として、その格差（平均価格-基準価格）をもって畜種別補てん額と仮定して試算しました。

○畜種別補てん額の推計（H17～R5 19年間）

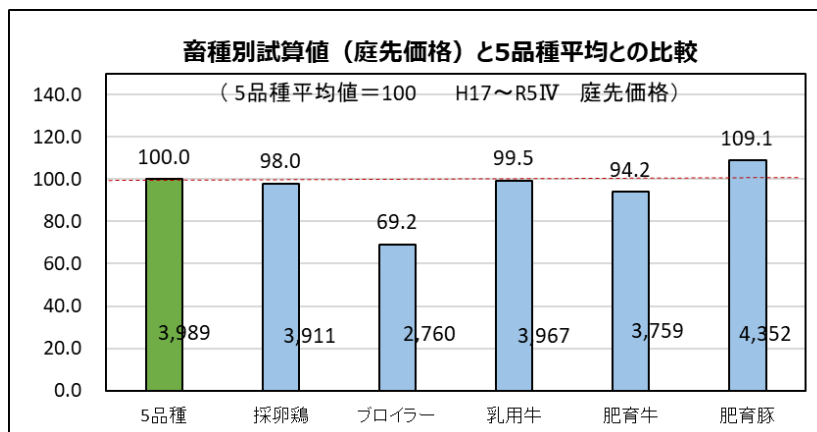
区 分	推計補てん額						(参考) 補てん事業 の限度額 円/トン
	採卵鶏 (成鶏)① 円/トン	ブロイラー (後期)② 円/トン	乳用牛③ 円/トン	肉用牛 (肥育)④ 円/トン	肉豚 (肥育)⑤ 円/トン	5畜種 (平均)⑥ 円/トン	
発動回数	37	47	43	41	35	38	37
5畜種平均との格差	▲ 1	9	5	3	▲ 3		1
推計補てん額の 平均(円/トン)	3,911	2,760	3,967	3,759	4,352	3,989	4,796
畜種別比率(%)	98.0	69.2	99.5	94.2	109.1	100.0	
5畜種平均との格差	▲ 78	▲ 1,230	▲ 22	▲ 230	363		

注：畜種別補てん額は、畜種別農家庭先価格の四半期ごとの平均価格と直近1年間の平均価格との差

(2) 試算結果

推計補てん額（円/トン）では、5畜種平均で3,989円/トンで基金制度の補てん限度額4,796円/トンに比べ約8割と低めの水準となりました。

畜種別では、ブロイラーが最も低く（2,760円/トン）、肉豚が最も高い（4,352円/トン）結果となりました。



(3) 畜種別補てんにかかる課題等

畜種別補てんの算定について、今回は実際の庭先価格に基づいて試算したが、畜種別の配合飼料の原料構成からアプローチする方法も考えられます。

補てん実務上の課題としては、畜種別に積立金、補てん金があると想定される中、既存の基金団体が各畜種別に一括して管理できるかどうかという問題が想定されます。

また、既存の畜種別団体（例えば、養鶏協会、養豚協会）が別々に管理することが出来るのかどうかという課題も残るところです。